

四日市市告示第193号

四日市市住宅改修支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年 3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市住宅改修支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市住宅改修支援事業実施要綱（平成19年四日市市告示第169号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の<u>45</u>に規定する地域支援事業として、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）の支給の申請に必要となる四日市市居宅介護住宅改修費等支給要綱（平成20年四日市市告示第158号。以下「改修費等支給要綱」という。）第4条第1号に規定する住宅改修が必要な理由書（以下「住宅改修理由書」という。）を作成する者にその作成に係る手数料を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の<u>44</u>に規定する地域生活支援事業として、法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）の支給の申請に必要となる四日市市居宅介護住宅改修費等支給要綱（平成20年四日市市告示第158号。以下「改修費等支給要綱」という。）第4条第1号に規定する住宅改修が必要な理由書（以下「住宅改修理由書」という。）を作成する者にその作成に係る手数料を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この要綱は告示の日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)